

平成26年

# 三重県議会定例会会議録

(6月27日)  
(第16号)



平成26年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 16 号

○平成26年6月27日（金曜日）

---

### 議事日程（第16号）

平成26年6月27日（金）午前10時開議

- 第 1 議案第128号から議案第137号まで  
〔委員長報告、採決〕
- 第 2 請願の件  
〔採決〕
- 第 3 意見書案第4号から意見書案第8号まで  
〔討論、採決〕
- 第 4 常任委員会の調査事項に関する報告の件
- 第 5 議案第138号及び議案第139号  
〔提案説明、採決〕
- 第 6 議員派遣の件

---

### 会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第1 議案第128号から議案第137号まで
  - 日程第2 請願の件
  - 日程第3 意見書案第4号から意見書案第8号まで
  - 日程第4 常任委員会の調査事項に関する報告の件
  - 日程第5 議案第138号及び議案第139号
  - 日程第6 議員派遣の件
-

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 50名

1	番	下野	幸助
2	番	田中	智也
3	番	藤根	正典
4	番	小島	智子
5	番	彦坂	公之
6	番	栗野	仁博
7	番	石田	成生
8	番	大久保	孝栄
9	番	東	豊
10	番	中西	勇
11	番	濱井	初男
12	番	吉川	新
13	番	長田	隆尚
14	番	津村	衛
15	番	森野	真治
16	番	水谷	正美
17	番	杉本	熊野
18	番	中村	欣一郎
19	番	小野	欽市
20	番	村林	聡
21	番	小林	正人
22	番	奥野	英介
23	番	中川	康洋
24	番	今井	智広
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一

27	番	辻	三千宣
28	番	笹井	健司
29	番	稲垣	昭義
30	番	北川	裕之
31	番	館	直人
32	番	服部	富男
33	番	津田	健児
34	番	中嶋	年規
35	番	青木	謙順
36	番	中森	博文
37	番	前野	和美
38	番	水谷	隆
39	番	日沖	正信
40	番	前田	剛志
41	番	舟橋	裕幸
43	番	三谷	哲央
44	番	中村	進一
45	番	岩田	隆嘉
46	番	貝増	吉郎
47	番	山本	勝
48	番	永田	正巳
49	番	山本	教和
50	番	西場	信行
51	番	中川	正美
(52)	番	欠	員)
(42)	番	欠	番)

## 職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	鳥 井 隆 男
書 記 (事務局次長)	青 木 正 晴
書 記 (議事課長)	米 田 昌 司
書 記 (企画法務課長)	佐々木 俊 之
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔 裕 行
書 記 (議事課主査)	吉 川 幸 伸
書 記 (議事課主査)	藤 堂 恵 生

---

## 会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	石 垣 英 一
副 知 事	植 田 隆
危機管理統括監	渡 邊 信一郎
防災対策部長	稲 垣 司
戦略企画部長	竹 内 望
総 務 部 長	稲 垣 清 文
健康福祉部長	北 岡 寛 之
環境生活部長	高 沖 芳 寿
地域連携部長	水 谷 一 秀
農林水産部長	橋 爪 彰 男
雇用経済部長	廣 田 恵 子
県土整備部長	土 井 英 尚
健康福祉部医療対策局長	佐々木 孝 治
健康福祉部子ども・家庭局長	西 城 昭 二
環境生活部廃棄物対策局長	渡 辺 将 隆
地域連携部スポーツ推進局長	世 古 定
地域連携部南部地域活性化局長	森 下 幹 也

雇用経済部観光・国際局長  
企 業 庁 長  
病院事業庁長  
会計管理者兼出納局長

加 藤 敦 央  
小 林 潔  
大 林 清  
中 川 弘 巳

教育委員会委員長  
教 育 長

岩 崎 恭 典  
山 口 千代己

公安委員会委員  
警 察 本 部 長

谷 川 憲 三  
高 須 一 弘

代表監査委員  
監査委員事務局長

福 井 信 行  
小 林 源太郎

人事委員会委員長  
人事委員会事務局長

飯 田 俊 司  
速 水 恒 夫

選挙管理委員会委員長

宮 寄 慶 一

労働委員会事務局長

前 寫 卓 弥

---

午前10時1分開議

## 開 議

○議長（永田正巳） ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（永田正巳） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長から提出されました。

次に、意見書案第4号から意見書案第8号までが提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議案第138号及び議案第139号が提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

---

### 環境生活農林水産常任委員会審査報告書

議案番号	件名
129	みえ森と緑の県民税評価委員会条例案
130	三重県水源地域の森林の保全に関する検討委員会条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成26年6月18日

三重県議会議長 永田 正巳 様

環境生活農林水産常任委員長 小野 欽市

---

### 防災県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件名
133	工事請負契約について（一般国道260号（木谷バイパス）道路改良（木谷トンネル（仮称））工事）
134	工事請負契約の変更について（一般県道鳥羽阿児線（的矢湾大橋）橋梁耐震対策工事）
135	工事協定締結の変更について（山田線松ヶ崎第13号踏切道と交差する都市計画道路3・5・11号松阪公園大口線大口こ道橋（仮称）新設工事）



本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成26年6月17日

三重県議会議長 永田 正巳 様

防災県土整備企業常任委員長 村林 聡

---

### 総務地域連携常任委員会審査報告書

議案番号	件名
136	権利の放棄について
137	仲裁の申請について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成26年6月20日

三重県議会議長 永田 正巳 様

総務地域連携常任委員長 栗野 仁博

---

### 予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件名
128	平成26年度三重県一般会計補正予算（第3号）
131	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
132	三重県医師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成26年6月25日

三重県議会議長 永田 正巳 様

予算決算常任委員長 稲垣 昭義

請願審査結果報告書

(新規分)

戦略企画雇用経済常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請45	登記の事務・権限等を地方への移譲対象とせず、引き続き国の責任において行うよう求めることについて	三重県津市河辺町3547番地2 三重県土地家屋調査士会 会長 神戸 照男 ほか1名	石田 成生 大久保 孝栄 中西 勇人 小林 正広 今井 智三 藤田 宜義 稲垣 昭富 服部 富男 舟橋 裕幸	採択

健康福祉病院常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請46	手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出を求めることについて	三重県津市桜橋2丁目131番地 一般社団法人三重県聴覚障害者協会 会長 深川 誠子	石田 成生 大久保 孝栄 小林 正広 今井 智三 藤田 宜義 稲垣 昭富 服部 富男 中村 進一	採択

意見書案第4号

登記の事務・権限等の地方への移譲に関する意見書案  
上記提出する。

平成26年6月17日

提出者

戦略企画雇用経済常任委員長 津田健児

登記の事務・権限等の地方への移譲に関する意見書案

現在、地方分権改革を推進するため、内閣に設置された地方分権改革推進本部において、国から地方への事務・権限の移譲等についての検討が行われている。

国と地方の役割分担や国の関与の在り方の見直しは、個性を活かし自立した地方をつくるために欠かせない課題であり、国から地方への事務・権限の移譲等については、確実な財源措置の実現のほか、マニュアルの整備や技術的助言等の実施を通じて、今後とも積極的に進められなければならない。

しかしながら、法務局が担う登記事務は国民の重要な財産を守り、取引の安全に資する事務であって、中立性・公正性の高い機能を有している。また、国民の権利擁護に係るものでもあることから、法解釈や運用に統一性が求められ、全国的な事務処理基準の維持が不可欠である。さらに、登記事務の執行にあたっては、民法、不動産登記法、会社法、民事訴訟法等の高度な法律的専門知識とそれに裏付けられた判断が求められており、地域によって運用に格差が生じることがないように十分配慮しなければならない。

そこで、登記事務に従事する専門職員の教育や研修については、長期的な視点をもって、将来的に国が一元的・体系的に行う必要がある。

よって、国においては、法務局が担う登記の事務及び権限等を地方への移譲対象としないよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 永田正巳

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、  
行政改革担当大臣

---

意見書案第5号

「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書案  
上記提出する。

平成26年6月17日

提出者

健康福祉病院常任委員長 濱井初男

「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書案

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情で伝える、独自の語彙や文法体系を持つ言語であり、聞こえる人たちの音声言語と同様、情報獲得とコミュニケーションの重要な手段として大切に守られてきた。その一方で、ろう学校では、手話を使うことが制限されてきた長い歴史がある。

平成18年12月に国際連合総会で採択され、我が国においても、本年1月に批准され、2月から効力を生ずることとなった「障害者の権利に関する条約」には、「手話は言語」であることが明記されている。

「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて国は国内法の整備を進め、平成23年8月に改正された「障害者基本法」第3条において、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では、国及び地方公共団体に対して、情報の利用におけるバリアフリー化等が義務付けられている。

これらの理念や制度が、実際の生活に生かされるようにするため、手話が音声言語と対等な言語であることが広く国民に理解され、聞こえない子供が手話を身に付け、手話で学び、自由に手話を使い、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境の整備に向け、法整備を行い、具体的な施策を全国で展開していくことが必要である。

よって、本県議会は、国において、「手話言語法（仮称）」を早期に制定されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 永 田 正 巳

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣

---

意見書案第6号

燃油高騰緊急対策の継続・強化を求める意見書案

上記提出する。

平成26年6月20日

提出者

東 豊

中 西 勇

今 井 智 広

稲 垣 昭 義

服 部 富 男

## 燃油高騰緊急対策の継続・強化を求める意見書案

水産物消費の減退と価格下落による大幅な漁業収入の減少に加え、コストの多くを占める燃油や養殖用飼料の価格高騰によって、我が国の漁業が危機的状況に追い込まれている中、国においては、平成25年7月から「漁業用燃油緊急特別対策」を、平成26年2月には、平成25年度補正予算において「漁業コスト構造改革緊急対策」を実施しているところである。

漁業者は、これらの対策を活用し、浜の活力再生プランの実践に取り組み、強い漁業の構築に取り組んでいるところであるが、未曾有の危機に瀕している浜の再生にはさらなる一定の期間を要するものと考えられる。

よって、本県議会は、水産日本の復活を目指すためには、漁業コストの多くを占める燃油対策の継続・強化が不可欠であり、国において、下記の事項に取り組まれるよう強く要望する。

### 記

- 1 漁業経営セーフティネット構築事業並びに平成26年度限りとされている漁業用燃油緊急特別対策の継続及び加入時期の拡大等支援策の強化を図ること。
- 2 平成25年度補正予算で措置された「省燃油活動推進事業」及び「省エネ機器等導入推進事業」をはじめとした漁業コスト構造改革緊急対策の継続と所要額の確保を図ること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 永田正巳

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、  
経済産業大臣

意見書案第7号

漁業用軽油に課せられる軽油引取税の恒久的な免税措置を求める  
意見書案  
上記提出する。

平成26年6月20日

提 出 者

東 豊  
中 西 勇  
今 井 智 広  
稲 垣 昭 義  
服 部 富 男

漁業用軽油に課せられる軽油引取税の恒久的な免税措置を求める  
意見書案

漁業は、われわれの健全な食生活に求められる水産物を供給するとともに、  
環境・生態系の保全等にも寄与している。

とりわけ本県の漁業は、全国屈指の漁獲量を誇り、地域経済を担う重要な産  
業となっているが、近年は燃油や資材価格の高騰、漁獲量の減少や魚価の低迷  
等、漁業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

このような中、燃油価格はかねてからの高騰に加え、昨今の円安の進行によ  
り急激に上昇しており、結果として廃業を迫られる漁業者も出現している。

燃油コストが漁業全体のコストに占める割合は極めて高く、燃油価格の上昇  
は直ちに漁業経営を圧迫する。漁業者も省エネ操業などの取組を行っているも  
のの漁業者等の努力の範ちゅうを超えていると言わざるを得ない。

こうしたことも踏まえ、農林漁業の用途に供する軽油については、平成23年  
12月10日に閣議決定された税制改正大綱により免税措置が講じられているが、  
平成27年3月までの時限的な措置とされたところである。

よって、本県議会は、国において、水産基本法の基本理念を踏まえ、漁業の健全かつ永続的な発展を図るとともに、水産物の安定的な供給を確保するため、漁船の動力源の用途とする軽油については、恒久的に課税免除するための措置を講じられるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 永田正巳

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣  
農林水産大臣

---

意見書案第8号

集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の変更について慎重な検討  
を求める意見書案

上記提出する。

平成26年6月20日

提出者

稲垣昭義

北川裕之

三谷哲央

集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の変更について慎重な検討  
を求める意見書案

憲法と集団的自衛権をめぐる問題について、政府は、これまで、「我が国は、集団的自衛権を国際法上有しているが、集団的自衛権を行使することは、我が



国を防衛するため必要最小限度の範囲を超えるものであって、憲法上許されない。」と解釈し、この解釈が長らく定着してきたが、安倍内閣は、集団的自衛権を行使可能にするため、この解釈の変更を行おうとしている。

政府の集団的自衛権の行使に関する解釈を便宜的に変更することを認めるならば、時の内閣の判断によって、自衛権の行使として認められる範囲を恣意的に変更することを容認することになり、憲法上重要な規定の法的安定性を欠くこととなる。

また、憲法上重要な規定の解釈の変更を行う場合には、与党間調整、閣議決定等の手続で足りるものとすべきではなく、国民的な議論、近隣諸国への影響等を踏まえ、民主主義のプロセスに従った、慎重な検討が行われるべきである。

以上のことから、集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の変更については、恣意的な変更とならず、また、民主主義のプロセスに従い、慎重に検討が行われることを強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議員 永田正巳

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣

---

### 追加提出議案件名

議案第138号 公安委員会委員の選任につき同意を得るについて

議案第139号 人事委員会委員の選任につき同意を得るについて

---

### 委員長報告

○議長(永田正巳) 日程第1、議案第128号から議案第137号までを一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。小野欽市環境生活農林水産常任委員長。

〔小野欽市環境生活農林水産常任委員長登壇〕

○環境生活農林水産常任委員長（小野欽市） 御報告申し上げます。

環境生活農林水産常任委員会に審査を付託されました議案第129号みえ森と緑の県民税評価委員会条例案外1件につきましては、去る6月18日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

三重県総合博物館（M i e Mu）についてであります。

三重県総合博物館（M i e Mu）は、去る6月1日に入館者数が10万人を達成するなど、順調な滑り出しとなっていますが、今後も引き続き、より多くの県民の皆さんが何度も訪れていただける魅力的な施設としていくためには、博物館を訪れる県民の皆さん、特に将来を担う子どもたちに関心を持っていただくことが重要であると考えます。

このため、子ども向けに三重の魅力をわかりやすく伝えていく手法を検討されるとともに、子どもたちの素直な声を丁寧に拾い上げる仕組みを構築されるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（永田正巳） 村林 聡防災県土整備企業常任委員長。

〔村林 聡防災県土整備企業常任委員長登壇〕

○防災県土整備企業常任委員長（村林 聡） 御報告申し上げます。

防災県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第133号工事請負契約について（一般国道260号（木谷バイパス）道路改良（木谷トンネル（仮称））工事）外2件につきましては、去る6月17日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会にて特に議論のありました事項について申し述べます。

まず、三菱マテリアル株式会社四日市工場爆発事故の再発防止についてであります。

6月12日には、事故調査報告書が発表されたところであります。県は関係機関と協力し、今回の事故の教訓を踏まえ、二度とこのような悲惨な事故が繰り返されないよう、再発防止に向けた確にに取り組むことを要望します。

次に、公共工事における間伐材等の利用促進についてであります。

本県では、みえ公共建築物等木材利用方針を定め、木材の利用を促進しているところであります。公共工事においても防音壁に間伐材の利用を検討するなど、さらなる利用促進に向けて取り組むよう要望します。

最後に、水道・工業用水道事業における包括的な民間委託についてであります。

水道・工業用水道事業者には水を安全、安定的に供給する責務があり、そのための技術力を保持し続ける必要があります。これまで培ってきた技術、技能が企業庁の職員間において確実に継承されていくように要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（永田正巳） 栗野仁博総務地域連携常任委員長。

〔栗野仁博総務地域連携常任委員長登壇〕

○総務地域連携常任委員長（栗野仁博） 御報告申し上げます。

総務地域連携常任委員会に審査を付託されました議案第136号権利の放棄について外1件につきましては、去る6月18日及び20日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、特に議論のありました事項について申し述べます。

議案第136号権利の放棄については、三重県型デカップリング市町村総合支援補助金の一部取り消しにより生じた尾鷲市に対する補助金の返還請求権について、やむを得ない事情により放棄するものとしてあります。

県当局におかれては、県民の皆さんからいただいた貴重な税金を投入したにもかかわらず、事業の成果が十分に得られなかった今回の事例についてしっかりとした検証を行い、今後このような事態を招くことがないよう取り組まれることを要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（永田正巳） 稲垣昭義予算決算常任委員長。

〔稲垣昭義予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（稲垣昭義） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第128号平成26年度三重県一般会計補正予算（第3号）外2件につきましては、去る6月17日から20日に該当の分科会で詳細な審査を行った後、6月25日に本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（永田正巳） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

## 採 決

○議長（永田正巳） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、議案第128号から議案第136号までの9件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永田正巳） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第137号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり

決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田正巳） 起立全員であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

## 請 願 の 審 議

○議長（永田正巳） 日程第2、請願の件を議題といたします。

本件に関する関係常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、採択2件であります。

お諮りいたします。本件は議事進行上、委員長報告を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田正巳） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

## 採 決

○議長（永田正巳） これより採決に入ります。

請願第45号登記の事務・権限等を地方への移譲対象とせず、引き続き国の責任において行うよう求めることについて及び請願第46号手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出を求めることについての2件を一括して起立により採決いたします。

本件をいずれも委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田正巳） 起立全員であります。よって、本件はいずれも委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

## 意見書案審議

○議長（永田正巳） 日程第3、意見書案第4号登記の事務・権限等の地方への移譲に関する意見書案、意見書案第5号「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書案、意見書案第6号燃油高騰緊急対策の継続・強化を求める意見書案、意見書案第7号漁業用軽油に課せられる軽油引取税の恒久的な免税措置を求める意見書案及び意見書案第8号集团的自衛権行使を容認する憲法解釈の変更について慎重な検討を求める意見書案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第6号から意見書案第8号までは委員会付託を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田正巳） 御異議なしと認め、本件はいずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第6号から意見書案第8号までは委員会付託を省略することに決定いたしました。

## 討 論

○議長（永田正巳） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許します。6番 栗野仁博議員。

〔6番 栗野仁博議員登壇・拍手〕

○6番（栗野仁博） おはようございます。自民みらいの末っ子栗野仁博でございます。

ただいま上程されております意見書案第8号集团的自衛権行使を容認する憲法解釈の変更について慎重な検討を求める意見書案に対しまして反対討論をさせていただきます。

まず初めに、集团的自衛権の行使については、国防、安全保障の根幹にかかわり、国民生活に影響を及ぼす重要な問題であることに鑑み、今後閣議決定を経て関連法案の整備を進めるに当たり、国会において十分な時間をかけ

た審議を行うとともに、関係者との十分な意見交換を踏まえ広く国民に説明し、地方の声を拾い上げるなど、国民的議論を経て慎重な検討を求めるということには私も賛成であります。

現行憲法制定以来一貫して、政府による憲法解釈によって、自衛権の保有、行使できる範囲が理論づけられ、政府の憲法解釈に基づいて自衛隊法など関係法令が国会で審議され、制定されてきました。

今般の集団的自衛権の憲法解釈変更は、これまで行われてきた政府の憲法解釈と同様の手続で行われることとなり、閣議決定後、自衛隊法をはじめとする関係法令の改正へと進むこととなります。

意見書案には、時の内閣の判断によって、自衛権の行使として認められる範囲を恣意的に変更することを容認すること、とありますが、恣意的とは、論理性を欠き、勝手気ままで思うがままに振る舞うさまと国語辞典にも記載されております。

しかしながら、今まさに国会では慎重に慎重を期し議論をされているところで、しっかりと野党間協議も行われております。この状況を恣意的と言えるのか、それはどうか、甚だ疑問であります。

さらに、この意見書案では、民主主義のプロセスに従い、慎重に検討されるべきとありますが、言うまでもなく関係法令の改正は国会で審議されるものであり、民主主義プロセスに従い慎重に検討すべきとの指摘は、求めるまでもなく政府並びに政府与党において検討されているものと考えます。

逆に、我が三重県議会において、この類いの意見書は元来、全会一致をもって可決すべきであると私は考えます。であれば、唐突にこの意見書を提出するのではなく、党派間議論を重ね、しっかりと合意形成が図られた後、意見書を政府に届けることこそが我々議員の役割であると考えます。

以上をもちまして反対討論を終結いたしますが、議員各位におかれましては意見書案第8号に反対していただきますようお願いいたします、私の反対討論を終結いたします。ありがとうございました。

○議長（永田正巳） 30番 北川裕之議員。

[30番 北川裕之議員登壇・拍手]

○30番（北川裕之） 新政みえの北川裕之です。意見書案第8号に賛成の立場で討論させていただきます。

初めにお断りをしておきますが、この意見書案は集団的自衛権の是非を論じているものではありません。この意見書の趣旨、文字どおり慎重に検討が行われることであり、そのための賛同を得るべくお訴えをしたいと思います。時間は5分程度ということでお許しをいただきたいと思います。

歴代政府は、我が国は集団的自衛権を国際法上有してはいるが、憲法9条により自衛権の行使は自国を守るために最小限の範囲にとどまり、集団的自衛権についてはその行使が認められないという解釈をしてきました。

今回、安倍総理はこの憲法解釈を自らの思いで変更し、集団的自衛権の行使を閣議決定で容認しようとしています。

国の最高法規である憲法を、時の政権が自由勝手に解釈することは、許されることではありません。国会での議論なく、閣議だけで憲法解釈を変えることは、あってはならないことです。立憲主義の否定であり、法治国家の根幹を揺るがす事態です。まず、このことをしっかりと申し上げておきたいと思います。

今、国民の思いは複雑です。仲間の国と一緒に戦わなければ自国は守れないのだろうか。でも、そんなことをすれば戦争に巻き込まれる危険性が高まるのではないだろうか。世論調査は、各社によって結果のばらつきがかなりあります。尋ね方に違いがあるからとも言われますが、それだけまだまだ私たち国民にはわかりにくく、揺れ動く曖昧な代物です。

ちなみに、共同通信社が最近実施した世論調査では、集団的自衛権の行使容認への反対は55.4%で半数を超えました。憲法改正ではなく解釈変更によって行使を認める考えには反対との回答が57.7%で、賛成の29.6%を大きく上回りました。

全国の自治体議会からも容認反対や慎重な審議を求める意見書が続々と採択され、その数は100を超えました。



岐阜県の自民党県議団が県内の市町村議会へ慎重審議を求める意見書の提出を求め、自らも意見書提出を決定したことは象徴的なニュースです。

三重県内でも多くの市町議会で議論が湧き起こり、亀山市、桑名市、菟野町、川越町、大台町、東員町では既に採択が決定をしました。

さて、三重県議会です。皆さんにお訴えをしたい。さきの大戦で私たちは300万人以上の国民の命を失いました。その命と引きかえに、私たちは今ここに生かされています。国の安全保障にかかわる環境が大きく変化している、まさにこういう時代が来たときに、いかに沈着冷静に判断することができるか、それが、失った数多くの命に報いることではないでしょうか。

今から9年前、一般質問で私は父のことをお話ししました。父は二十の志願兵として海軍に入隊、戦艦大和に上艦して沖縄海戦に赴き、御承知のとおり大和は沈没、乗員3532人、生存者276人、九死に一生を得てふるさと名張りに帰りました。その父もおかげさまで元気で、今年で90歳。あちこちで当時の戦争体験をお話しさせていただいています。父の年齢を考えると、戦争の風化が大きく進んでいく、そう肌で感じます。

戦争体験のない私ですが、父の背中を見て育ち、戦争の悲惨さ、言葉に形容しようのない恐怖と深い悲しみは受け継いだつもりです。父の背中に見るとともに戦い、海の藻くずと消えた英霊の姿、声なき声、姿なき魂の叫びに、私は耳を澄ませようとします。今なされようとしていることは、本当に間違いないのかと。

安全保障のあり方、その議論は大事なことです。丸腰平和論を唱えるつもりは毛頭ありません。誰だって家族やふるさとを守りたい。だからこそ、じっくり考えたい。決められる政治がはやりですが、こうすることがいいに決まっているからそうしておきな、決めておいてあげるからという言葉には、残念ながら従えない。

国の安全保障の考え方を根本的に変えようとする、こんなことはまさに、あの悲惨な戦争を体験した日本人としての責任として、国民的な議論、熟議を経て、しかるべき手続によってこそなされるべき話です。この国のあり方

と憲法の平和主義を変える大きな分岐点です。党派や会派、イデオロギーの問題ではありません。今このとき日本人としてどう判断するのか。たかが意見書の一つと言われるかもしれませんが、その意思表示は300万人の命が見詰めています。そして、皆さんの子や孫、その先の命が、皆さんの判断を将来において、皆さん自身に問うことになるかもしれません、慎重な検討を行うべきと、なぜあのとき声を上げなかったかと。

集団的自衛権という言葉には余りにもリアリティーがありませんが、これは、交戦、戦争をするということにほかなりません。それゆえに、今の議論は余りにも拙速です。慎重な検討が絶対に必要です。どうぞこの意見書に御賛同いただけますよう、魂からお願いをさせていただき賛成討論とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（永田正巳） 以上で討論を終結いたします。

## 採 決

○議長（永田正巳） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、意見書案第4号から意見書案第7号までの4件を一括して起立により採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永田正巳） 起立全員であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永田正巳） 可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。

本案については、議長は否決と裁決いたします。よって、本案は否決されました。

## 常任委員長報告

○議長（永田正巳） 日程第4、常任委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、戦略企画雇用経済常任委員会、健康福祉病院常任委員会及び教育警察常任委員会から調査の経過等について報告いたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。津田健児戦略企画雇用経済常任委員長。

〔津田健児戦略企画雇用経済常任委員長登壇〕

○戦略企画雇用経済常任委員長（津田健児） 議長のお許しをいただきましたので、本委員会において特に議論のありました事項について御報告申し上げます。

まず、三重県広聴広報アクションプラン（仮称）についてであります。

同プランでは、目指す姿として顧客接点マーケティングの実践を掲げ、県内外の県の行政サービスの受け手となる顧客に満足いただけるよう、広聴広報活動に戦略的に取り組むとしています。

同プランの策定に当たり、顧客側が求める視点に留意することはもちろんですが、県当局が周知すべき情報を確実に伝えるという行政広報の役割も重視するとともに、議会の意見にも耳を傾けた上で作業を進めていただくよう要望します。

次に、テレビのデータ放送を活用した県政情報の発信についてであります。

本年4月から、県政だよりの各戸配布にかわる形でテレビのデータ放送による県政情報の提供が始まりましたが、県当局には運用開始のPR強化や操作方法の説明などを求める声が寄せられているところです。

県民に必要な情報をわかりやすく的確に伝えるという観点に立ち、今後、県民の声を幅広く聞き取りながらデータ放送による情報発信の検証を進めていくことを強く要望します。

次に、首都圏営業拠点三重テラスについてであります。

昨年9月のオープン以来、来館者数は40万人を超えるとともに、昨年度の成果指標は四つ全てが目標値を達成するなど、現時点ではおおむね順調に運営されています。

その一方、昨年度はオープン効果や式年遷宮効果などの特殊な外的要因がプラスに働いた面も考えられることから、今後、成果指標の実績の詳細な分析を行うとともに、県民に設置効果を実感いただく努力を続けられるよう要望します。

最後に、中小企業、小規模企業の振興についてであります。

三重県中小企業・小規模企業振興条例が本年4月から施行となり、県当局では企業訪問等を重ねながら、県内中小企業の意見の吸い上げに努められていますが、今後さらに県の支援策を十分認識していただくことが必要です。

そのため、県当局におかれましては、特に小規模企業に対する意見収集や情報提供に十分配慮しながら、引き続き支援に努められるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（永田正巳） 濱井初男健康福祉病院常任委員長。

〔濱井初男健康福祉病院常任委員長登壇〕

○健康福祉病院常任委員長（濱井初男） 議長のお許しをいただきましたので、本委員会において特に議論のありました事項について御報告を申し上げます。

子ども・子育て支援新制度についてであります。

平成27年4月から、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした子ども・子育て支援新制度が本格的に施行されることとなっておりますが、制度の実施主体である市町においては、限られた日程の中、現在、地域のニーズに対応した事業計画や条例の策定に取り組んでいるところです。

県当局におかれましては、市町と連携しながら制度の円滑な移行に向けた対応に取り組まれることを要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（永田正巳） 吉川 新教育警察常任委員長。

〔吉川 新教育警察常任委員長登壇〕

○教育警察常任委員長（吉川 新） 議長のお許しをいただきましたので、本委員会において特に議論のありました事項について御報告申し上げます。

平成27年度三重県立高等学校募集定員総数の策定についてであります。

県立高等学校の募集定員総数については、今後の高等学校教育の方向性などにも係る教育政策の重要事項ですが、現状では報告事項とされており、学校教育の充実を所管する本委員会の議論を経て策定される形とはなっておりません。

県当局におかれましては、今後、関係部局とも協議し、平成28年度以降の県立高等学校の募集定員総数については、本委員会における意見も参酌した上で策定されるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（永田正巳） 以上で常任委員長の報告を終わります。

## 追 加 議 案 審 議

○議長（永田正巳） 日程第5、議案第138号及び議案第139号を一括して議題といたします。

## 提 案 説 明

○議長（永田正巳） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） ただいま上程されました議案第138号及び議案第139号について御説明いたします。

これらの議案はいずれも人事関係議案であり、公安委員会委員及び人事委員会委員の選任について議会の同意を得ようとするものです。

以上、簡単ではございますが、提案の説明といたします。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（永田正巳） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は人事案件につき、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田正巳） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

## 採 決

○議長（永田正巳） これより採決に入ります。

議案第138号及び議案第139号を一括して起立により採決いたします。

本案にいずれも同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永田正巳） 起立全員であります。よって、本案はいずれも同意することに決定いたしました。

## 議 員 派 遣 の 件

○議長（永田正巳） 日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付の一覧表のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田正巳） 御異議なしと認めます。よって、本件はお手元に配付の一覧表のとおり派遣することに決定いたしました。

## 議員派遣一覧表

### 1 第8回紀伊半島三県議会交流会議

#### (1) 派遣目的

紀伊半島地域に係る諸課題について意見交換を行うために開催する「第8回紀伊半島三県議会交流会議」に東紀州選出議員及び各会派から計3名出席する。

#### (2) 派遣場所 和歌山県伊都郡高野町

#### (3) 派遣期間 平成26年7月18日 1日間

#### (4) 派遣議員

藤根 正典 議員	大久保孝栄 議員
中西 勇 議員	津村 衛 議員
中村欣一郎 議員	北川 裕之 議員

### 2 新名神高速道路三重・滋賀建設促進県民協議会

#### (1) 派遣目的

新名神高速道路の三重県・滋賀県区間の建設を促進し、早期完成を図ることを目的とし、三重県・滋賀県及び関係市町、関係市町議会、関係団体が組織する「新名神高速道路三重・滋賀建設促進県民協議会」が、三重県鈴鹿市において大会を開催するため、参加するものである。

#### (2) 派遣場所 三重県鈴鹿市

#### (3) 派遣期間 平成26年9月20日 1日間

#### (4) 派遣議員

下野 幸助 議員	小島 智子 議員
彦坂 公之 議員	小林 正人 議員
中川 康洋 議員	藤田 宜三 議員
服部 富男 議員	津田 健児 議員
水谷 隆 議員	

○議長（永田正巳） これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（永田正巳） お諮りいたします。明28日から9月15日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田正巳） 御異議なしと認め、明28日から9月15日までは休会とすることに決定いたしました。

9月16日は、定刻より本会議を開きます。

**散 会**

○議長（永田正巳） 本日はこれをもって散会いたします。

午前10時37分散会